

平成27年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

平成27年9月18日

9月18日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉

32番 栗 林 利 男
34番 伊 藤 寛
36番 本 宮 敏 雄
38番 菱 木 重 雄
40番 多 田 晃 一
42番 三 橋 和 男

33番 菅 谷 晁
35番 椿 康 弘
37番 宮 負 厚 美
39番 小 倉 新 一
41番 大 須 賀 常 政
43番 小 林 一 男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

9番 宮 増 伸 彦

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男
農地班長 越 川 泰 克
主 査 伊 藤 健

管理班長 椎 名 正 志
副主幹 伊 能 弘

開会 午後 2時57分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、9番 宮増伸彦委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、20番 佐藤義男委員、26番 星越清徳委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため農業後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

整理番号2番、譲受人は義理の兄の下で農業に従事していますが、農業経営を独立するため使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号3番 譲渡人が経営移譲年金を受給中のため農業後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

整理番号4番、譲受人が自作地の隣接農地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲渡人が以前、祖父より贈与を受けた農地であります。譲渡人は兼業農家で勤めが主であるため実母に贈与するものであります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第1号について、報告を申し上げます。

去る、9月14日、午後1時30分より市役所3階301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件をそれぞれ満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、後継者であります譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能でありまして、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、2番について、この申請につきましては譲受人が義理の兄である譲渡人と農業経営を行っていますが、独立しまして経営を行うために譲渡人と農地の使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 それでは、整理番号3番、4番について、ご説明いたします。

整理番号3番について、現地調査を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、5番について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が

妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

譲渡人と譲受人は実の親子関係であり、譲渡人が耕作できなくなったため、譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、承継を伴う転用計画の変更申請で、用途は太陽光発電施設用地から専用住

宅用地への変更であります。

なお、本申請は議案第4号の整理番号29番に関連します。

整理番号2番、承継を伴う転用計画の変更申請で、用途は専用住宅用地から太陽光発電施設用地への変更であります。

なお、本申請は議案第4号の整理番号30番に関連します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 議案第2号について、第1班の事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更承認申請の案件は2件でございます。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番および2番については、実効性等問題ないとの意見でありましたので、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、40番 多田委員。

40番多田委員 それでは、まず1番を説明します。

場所は当時太陽光発電に敷地を貸したものですけれど、そこが今度娘さんの宅地にするということで、場所的に入口が貸してしまったものの中に入口がなかったもので、そこを分筆してそこを道路としたいということの申請であります。これは何の問題もないと思いますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

それと、もう一つの方ですけれど、場所を説明します。〇〇〇〇という場所でありまして、〇〇〇〇〇〇の先を上って行きまして、〇〇がありまして、そこから〇〇メートル位行った〇〇〇〇の中の一画ですけれども、そこは太陽光発電をやるということで業者ですけれど、それが借りに入りました。その中で、当時ずっと空き地になっていたもので、ここでソーラーをやりたいというようなことで、やったんでしようけれども、排水とかに対しては地元隣地には説明がございました。「いいだろう」ということでありましたので、この申請は農地法

第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、何の問題もないと思いますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、農地の一時転用申請で再生土の埋立による農地造成とのことです。

なお、申請地は、農振農用地区域にある農地造成のため農政課に意見を求めたところ、農振農用地であり、農地造成完了後は必ず適実な農地として耕作できるようにとの回答を得ております。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第3号につきまして、事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

このうち、整理番号2番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告をいたします。

現地調査を行った結果、整理番号2番については、農地造成埋め立て後に係る農地復元誓約書および作付誓約書を添付しており実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、農地法第4条第1項の許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇を〇〇方面より〇〇〇〇方面に向かいまして、〇〇〇〇地先に入りますと二つ目の〇〇に〇〇〇〇の入口の〇〇がございます。その右側に〇〇〇〇を〇〇する〇〇〇〇さんがございます。その〇〇〇〇さんが申請人でございまして、この水田は〇〇〇〇の宅地の地続き南側に位置しております。

申請者は耕作困難な土地を有効活用し安定した収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画でございます。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇地先を〇〇方面に約〇〇メートル行った所であります。

申請者は谷津田で耕作放棄地である申請地を再正土で埋立てをして、畑として優良な農地

に改善しホウレン草を作付けするとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で〇〇〇の〇〇〇〇〇とのことです。

申請地は、第1種農地であります。例外規定である既存施設の拡張で当該既存施設敷地面積の2分の1を超えない、転用面積に該当するため問題はないと判断します。

なお、土地改良関係で土地改良区の同意を得ております。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種

農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う地上権設定で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番から17番までは関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で、〇〇〇および〇〇〇用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、他法令関係では香取市、宅地開発事業指導要項に基づく審査について、担当課の都市整備課で進めており、土地改良区関係は土地改良区の同意は出ております。

整理番号18番、転用を伴う賃借権設定で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号19番、転用を伴う所有権移転で、駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号20番、転用を伴う所有権移転で、住宅敷地の拡張用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号21番から27番までは関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号28番、転用を伴う賃借権設定で、〇〇〇〇用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、転用用途は例外規定にある〇〇〇〇で、〇〇〇〇の就業規定の増大に寄与する施設に該当するため問題はないと判断します。

なお、土地改良区への流末排水同意も得ています。

整理番号 29 番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 30 番、転用を伴う所有権移転で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請上の 30 件でございます。

なお、転用計画件数では 12 件となっております。

よろしく、お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班班長 栗田元一委員。

2 3 番栗田委員 議案第 4 号について、第 1 班事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 30 件であります。

このうち、整理番号 4 番、5 番、6 番から 17 番、18 番、21 番から 27 番の 5 箇所については、現地調査を行いました。

審査結果について、ご報告いたします。

現地調査を行った結果、上記 5 箇所の転用計画については、実効性等問題ないとの意見であります。

このうち、整理番号 6 番から 17 番の転用計画については、現地において設計担当者からの説明を受け、その後の審議でも他法令関係の審査も受けているので、問題ないとの意見で確認しております。

また、他の案件についても、農地法第 5 条第 1 項の許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、議席番号 3 番 内山委員。

3 番内山委員 整理番号 1、2 は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地でございますが、申請地は先ほどの〇〇〇地先の〇〇〇〇さんの〇〇を〇〇〇〇方

面に〇〇メートルほど進みますと〇〇〇の〇〇がございます。そこを〇メートルほど進みますと右折し〇〇メートル位の所でございます。〇〇からこれを目視できる場所でございます。

申請者は、〇〇〇の〇〇〇〇を経営していますが、〇〇〇時に〇〇〇〇する場所が必要なため、隣接する申請地に〇〇〇等を設置する計画でございます。

雨水は敷地内浸透、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に、3番について、11番 林委員。

1 1番林委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この場所は、〇〇〇〇の〇〇に隣接しておりまして、〇〇〇〇〇を〇〇の方へ〇キロ弱行った所にあります。

譲受人は〇〇で〇〇し、現在の宅地の所への建替えを検討していたところ、地盤が悪いということで申請地を譲り受けられることになり住宅を建築するものです。

用水は井戸、雨水は敷地内処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、県道側溝へ接続とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇沿いに〇〇〇〇という〇〇〇〇屋さんがあります。その後方になります。

譲受人は〇〇〇を営んでおり、太陽光発電を行うことで地球温暖化対策に貢献するため、転用を行うものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者への説明もしており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして整理番号5番ですが、この場所は整理番号4番と隣接する場所であります。

27番飯森委員 整理番号19について、現地調査等を行った結果をご報告申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇に向かって約〇メートルの住宅と農地の混在している場所です。

この申請は始末書付きの案件で、自宅に隣接する申請地を3台分の駐車場として使用する計画です。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者への説明もしており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、20番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号20について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、自宅に隣接する傾斜地の土砂流出対策を講ずるため、敷地を拡張する計画です。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、21番から27番の7件について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号21から27まで関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇を出まして〇〇〇〇前〇〇方面に向かいますと〇〇地区出ます。〇〇〇〇の〇〇〇を〇〇方面に向かって約〇メートル位行きますと、田んぼの中ですけれども右折しますと〇〇〇〇があります。その奥の農地でございます。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、土採取後放置されていた土地および隣接する農地に太陽光発電を行う計画です。

雨水は敷地内浸透で地区外への放流は行わない計画で、隣接農地所有者への説明もしており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、28番について、39番 小倉委員。

3 9 番小倉委員 整理番号 28 番について、説明させていただきます。

まず、はじめに場所の説明でございますが、〇〇〇地区より〇〇方面へ〇キロほど行くと左側に〇〇〇〇があります。〇〇〇〇の北側へ約〇キロ程の所になります。

それでは、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、〇〇〇〇〇を営んでおり、現在の事業所が手狭で車両の乗り入れで近隣に迷惑をかけておりましたが、今回交通の利便性もある申請地へ加工場を建築することです。

上水は井戸で、雨水は浸透桝等を設置し既設U字溝に接続をします。また、汚水・雑排水は排水処理施設で浄化のうえ、既設U字溝へ接続とのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、29 番、30 番の 2 件について、40 番 多田委員。

4 0 番多田委員 それでは、29 番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、議案第 2 号整理番号 1 と関連しております。

場所は、〇〇〇〇〇入口を上がりまして、〇〇〇〇メートル行きますと、〇〇〇〇がございます。その反対側に太陽光があります。その裏側になります。これは場所でございます。

譲受人は、現在アパートに住んでおりまして、実家に近く将来親の面倒を看たりできるようにということで申請地に住宅を建てることになりました。

用水は井戸、雨水は浸透桝処理で、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理し、その後蒸発拡散槽で処理するという事です。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次の 30 番でございますけれども、これは先ほど場所言いましたけれど、〇〇〇〇地先を右に上がって行きまして〇〇さんがいます。そこから〇〇〇〇メートル行った所の左側に分譲地があり、その分譲地の中の一部でございます。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでおり、太陽光発電を事業の一つとするため、申請地に転用する計画でございます。

雨水は敷地内浸透、隣接農地所有者への説明もしており、資金計画・造成計画についても

適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第6次農用地利用集積計画1番から32番までの申請であります。

議案書の18ページから28ページです。

使用貸借権の設定、新規1件、畑で3,647㎡、再設定が1件、7,154㎡田が5,831㎡、畑が1,323㎡であります。

賃借権の設定、新規25件、137,181㎡で、すべて田であります。

再設定が5件、14,427㎡で、すべて田であります。

以上、32件の第6次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は3件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、2件です。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年9月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件です。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時46分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人